

発議第3号

マイナンバーカードと健康保険証との一体化による保険証廃止を 撤回することを国に求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、つくばみらい市議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和5年6月16日提出

つくばみらい市議会議長 伊藤 正実 様

提出者 つくばみらい市議会議員 古川 よし枝

賛成者 つくばみらい市議会議員 間宮 美知子

提案理由

マイナンバー等関連改正法案は6月2日、不具合、トラブルが続出する中、参議院本会議で可決されました。

既に任意でマイナンバーカードによる受診が行われていますが、医療機関でのオンライン資格確認をめぐる不具合、トラブルが多発していることが明らかになっています。現在の保険証扱いでは起こりえないトラブルです。トラブルの常態化ばかりか、医療機関には顔認証付きカードリーダーや審査支払機関サーバーへ通信回線の整備、電子機器等の保守・管理セキュリティ対策など、アクセスオンライン資格確認のシステム整備が義務付けられましたが、全国保険医団体連合会の調査によると、コロナ禍による受診抑制、経営困難、スタッフ不足や高齢化等の理由で15%の医療機関は「導入しない・導入できない」状態で、「閉院・廃業」を検討している機関も少なくないといえます。医療の質の向上を掲げたシステム整備の義務化により、医療機関が閉院・廃業に追い込まれるのは本末転倒です。

また、健康保険証の廃止は、要介護高齢者などマイナンバーカード取得・利用・管理が困難な方に重大な影響をもたらします。全国の特別養護老人ホームや介護老人保健福祉施設等の93%の施設が「本人の意思確認ができない」「手間や労力がかかる」としてカードの申請代理に対応できない、暗証番号を含むカードの紛失責任が重く、管理が困難だという声を上げています。

さらに、改正法では、カードによる電子資格確認が原則となり、例外として資格確認書が発行されますが、有効期限は1年以内とされ、保険者への申請が必要になります。要介護高齢者、在宅高齢者患者などが制度からこぼれ落ちる事態を生み、国民の医療アクセスが妨げられる恐れが懸念されます。これらの懸念、トラブルは健康保険証を存続させることで解決できます。

よって、政府関係機関に健康保険証廃止を撤回することを求める意見書を提出するものです。

マイナンバーカードと健康保険証との一体化による保険証廃止を
撤回することを国に求める意見書

政府は、令和6年秋からマイナンバーカードと健康保険証の一本化により従来の健康保険証を廃止するとしています。

既に任意でマイナンバーカードによる受診が行われていますが、医療機関でのオンライン資格確認をめぐり不具合、トラブルが多発していることが明らかになっています。現在の保険証扱いでは起こりえないトラブルです。トラブルの常態化ばかりか、医療機関には顔認証付きカードリーダーや審査支払機関サーバーへ通信回線の整備、電子機器等の保守・管理セキュリティ対策など、アクセスオンライン資格確認のシステム整備が義務付けられましたが、全国保険医団体連合会の調査によると、コロナ禍による受診抑制、経営困難、スタッフ不足や高齢化等の理由で15%の医療機関は「導入しない・導入できない」状態で、「閉院・廃業」を検討している機関も少なくないといえます。医療の質の向上を掲げたシステム整備の義務化により、医療機関が閉院・廃業に追い込まれるのは本末転倒です。

また、健康保険証の廃止は、要介護高齢者などマイナンバーカード取得・利用・管理が困難な方に重大な影響をもたらします。全国の特別養護老人ホームや介護老人保健福祉施設等の93%の施設が「本人の意思確認ができない」「手間や労力がかかる」としてカードの申請代理に対応できない、暗証番号を含むカードの紛失責任が重く、管理が困難だという声を上げています。

さらに、マイナンバー等関連法改定ではカードによる電子資格確認が原則となり、例外として資格確認書が発行されますが、有効期限は1年以内とされ、保険者への申請が必要になります。要介護高齢者や在宅高齢者患者などが制度からこぼれ落ちる事態を生み、国民の医療アクセスが妨げられる恐れが懸念されます。これらの懸念・トラブルは健康保険証を存続させることで解決できます。

よって、マイナンバーカードと健康保険証の一本化による健康保険証廃止を撤回すること求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月16日

衆議院議長	細田 博之 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
厚生労働大臣	加藤 勝信 様

茨城県つくばみらい市議会